

小松島市建設工事における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松島市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における一抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、一抜け方式とは、競争入札の落札者の決定に当たり、中小企業者の過大受注による建設工事等の品質の低下防止や受注機会の均等による地元業者の育成等を目的に、入札公告又は指名通知及び開札が同一日に行われる複数の建設工事の入札において、落札者を決定する建設工事の順位（以下「落札者決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札者決定順位が上位の建設工事で落札者となった者の他の建設工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 一抜け方式の対象となる建設工事は、原則として、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、小松島市建設工事等審査委員会において承認された場合に限り適用できるものとする。

- (1) 公告日又は指名通知日及び開札日がそれぞれ同一日の案件であること。
- (2) 工事種別及び入札参加資格要件（格付け等級等）が同一の案件であること。
- (3) 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、工期が重複しており、限られた工事期間内での施工を実施するため分割発注等を行う建設工事。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、落札者決定順位が下位の建設工事において、当該複数の建設工事及び参加可能業者数の状況から一抜け方式による競争入札を行うと参加者が少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときは、一抜け方式による競争入札を採用しないものとする。

(留意事項)

第5条 一抜け方式を採用する場合は、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 落札者決定順位は、原則として設計金額の高い順に設定することとする。
- (2) 一抜け方式を採用する場合は、あらかじめ入札公告等に明示すること。
- (3) 競争性が確保できる参加数が見込まれること。
- (4) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。ただし、落札者の決定が後日となる総合評価落札方式などの場合は、その落札者が決定するまでの間、次案件の開札を保留するものとする。
- (5) 一抜け方式を採用した過去の案件の入札結果を勘案し、入札状況が一抜け方式の目的に合致しないと認められる場合は、適用対象案件について再度検討するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。